

【HPに別添の予定】 感染症登校許可証明書とは別に掲げておきます

感染症一覧 〈法令に疾病名が記されているもの、学校で医師の診断報告をいただいているもの〉

※その他疾病の感染性については医師にご相談ください。

【1】まず就学制限が必要であるかどうかを医師の判断の下、その指示に従ってください。

i) 就学制限が必要でない場合

ii) 法令などで就学制限が必要な場合、下記の感染症名をご参照ください。

病名	出席停止期間	
第1種感染症（施行規則第十八条1参照） エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病 ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、 特定鳥インフルエンザ	治療するまで	第1種
インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後（発熱翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで	第2種
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質薬剤による治療が終了するまで	
麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
風しん	発しんが消失するまで	
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで	
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで	第3種
第3種感染症（施行規則第十八条3参照） コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで	
マイコプラズマ肺炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで	
急性感冒性咽頭炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで	
手足口病	医師において感染のおそれがないと認めるまで	
その他感染症（ ）	医師において感染のおそれがないと認めるまで	